

「ねんきん特別便」について

平成 20 年6月5日

社 会 保 険 庁

(目 次)

・ 3月までに送付した「ねんきん特別便」の状況(平成 20 年4月28日現在)	1
・ 4 月以降に送付した「ねんきん特別便」の状況	2
・ 「ねんきん特別便」に「訂正なし」と回答した方に対する入念照会の状況	3
・ 「ねんきん特別便」未回答の方への「回答のお願い」送付状況について	6
・ 記録訂正により年金額が変更となる者に対する年金見込額の試算について	7
・ 5月末から6月前半の「ねんきん特別便」の相談体制の充実について	8
・ 市町村における「ねんきん特別便」への協力	10
・ 社会保険労務士の協力による相談状況(平成 20 年 4 月実績)	11
・ 受給者特別便実施円滑化推進会議の開催について	12
・ 加入者特別便実施円滑化推進会議の開催について	14
・ 「ねんきん特別便」に関する各府省庁への協力依頼について	16
・ 「ねんきん特別便」の確認等の推進に関する今後の行動計画(厚生労働省)《概要》	17
・ 6月からの第2号被保険者に係る「ねんきん特別便」の配付・回収に係る事業主の 協力状況等について	22

3月までに送付した「ねんきん特別便」の状況（平成20年4月28日現在）

発 送			回 答			
発送日	年金受給者	現役加入者	【未到達】	年金受給者	現役加入者	合 計
19 年			12月28日時点(受給者)			
12月17日	約30万人		3月3日時点(加入者)	約0.1万人(0.3%)	約3.1万人(2.5%)	—
25, 26日	約18万人		4月28日現在	約 1 万人(0.4%)	約64万人(8.7%)	約65万人(6.3%)
20 年			【未回答】	年金受給者	現役加入者	合 計
1月9日	約12万人		12月28日時点(受給者)	約38万人(78.9%)	約116万人(93.4%)	—
16日	約13万人		3月3日時点(加入者)			
23, 24日	約30万人		4月28日現在	約81万人(27.0%)	約375万人(51.3%)	約456万人(44.2%)
30日	約5万人		【回 答】		【訂正あり】	
2月6日	約20万人				年金受給者 現役加入者 合 計	
13日	約40万人	約35万人	年金受給者 現役加入者 合 計	12/28 時点(受) 約1.6万人 約3.4万人 合 計	3/3 時点(加) (3.3%) (2.8%)	—
20日	約40万人	約89万人				
27日	約24万人	約168万人	12/28 時点(受) 約10万人 約5万人 合 計	3/3 時点(加) (20.8%) (4.1%)	4/28 現在 約62万人 約202万人 約264万人	(20.6%) (27.7%) (25.6%)
3月5日		約213万人	4/28 現在 約218万人 約292万人 約510万人	(72.6%) (40.0%) (49.5%)	【訂正なし】	
12日		約224万人	年金受給者 現役加入者 合 計		年金受給者 現役加入者 合 計	
19日	約56万人				12/28 時点(受) 約8.4万人 約1.6万人 合 計	
21日	約12万人				3/3 時点(加) (17.5%) (1.3%)	
	計 約300万人	計 約730万人			4/28 現在 約156万人 約90万人 約246万人	(52.0%) (12.3%) (23.9%)

※ 回答状況の上段は、年金受給者は12月28日時点、現役加入者は3月3日時点の状況。

※ ()内の%は年金受給者・現役加入者・合計それぞれの発送件数に対する割合。

(注1) 上記件数には一部推計を含む。また、速報値であるため修正される場合がある。

(注2) 1月末までの発送分約108万人については、3月28日に再送付。3月19日発送分のうち、出力誤りのあった約2万人分については3月28日に再送付。

4月以降に送付した「ねんきん特別便」の状況

1. 発送状況について

発 送 日		年 金 受 給 者
4 月	2 日	約 1 5 0 万人
	7 日	約 1 5 0 万人
	9 日	約 9 0 万人
	1 4 日	約 7 6 万人
	1 6 日	約 2 2 6 万人
	2 1 日	約 2 4 9 万人
	2 3 日	約 1 2 8 万人
	2 8 日	約 1 0 0 万人
	3 0 日	約 2 5 0 万人
	5 月 7 日	約 2 5 0 万人
5 月	1 2 日	約 2 1 0 万人
	1 4 日	約 2 0 0 万人
	1 9 日	約 2 0 0 万人
	2 1 日	約 3 0 2 万人
	2 6 日	約 3 0 4 万人
	2 8 日	約 1 9 9 万人
	3 0 日	約 3 1 2 万人
合 計		約 3, 3 9 6 万人

2. 回答状況について

- 4月30日現在 受付件数 約427万件
 回答割合 約37%
 （4月28日までの発送件数約1,170万件に対する割合）

- 回答内容
- ・ 「もれ・間違いがない」と回答があったもの 約93%
 - ・ 「もれ・間違いがある」と回答のあったもの 約5%（注）
 - ・ その他 約2%

※ 上記の回答内容の割合は、業務センター受付分について、先着の42.4万件的調査結果割合を基に4月30日現在の受付件数を区分し、社会保険事務所受付分の件数を加算したものの。

（注）「もれ・間違いがある」と回答のあったものを単純に集計等したものであり、今後、社会保険事務所で内容を調査・確認した上で、ご本人の記録に「もれがある」と確認されたものについては、記録の統合を行うこととなる。

ねんきん特別便に「訂正なし」と回答した方に対する 入念照会の状況

平成20年6月5日
社 会 保 険 庁

1. 入念照会の状況（平成20年5月16日現在）

相談の有無	人 数	割 合
入念照会を行った方	67,818	100.0%
電話による照会を行った方	54,385	80.2%
戸別訪問による照会を行った方	13,433	19.8%

※「ねんきん特別便」の記載内容に「訂正なし」と回答いただいた方は、平成20年4月11日時点において1,088,487人であり、このうち入念照会の対象となる方（ご本人の基礎年金番号の記録と、それに結び付く可能性のある記録との間に期間の重複がなく、かつ、結び付く可能性のある方が他にいない方）320,717人に対して、平成20年5月16日までの間に入念照会を行った結果である。

※各都道府県別の入念照会の状況については、別紙参照

※「入念照会の対象となる方」で「入念照会を行った方」以外の方については、引き続き調査中。

2. 記録の確認結果

確認の結果	人 数	割 合
ご本人の記録であると確認できた方	53,740	79.2%
情報提供を行ったが、ご本人の記録であると確認できなかった方	14,078	20.8%
計	67,818	100.0%

※回答をいただいた方に対し、結び付く可能性のある記録の加入期間、年金種別を示すとともに、その記録が厚生年金の場合は事業所名及び事業所の所在地市区町村を、国民年金の場合は当時の住所地市区町村を示した。

※「ご本人の記録であると確認できた方」については、社会保険事務所又は年金相談センターに訪訪していただき、記録の訂正の手続きを行っていただくようお願いしている。

3. 社会保険事務所等への相談等の状況

相談の有無	人 数	割 合
社会保険事務所や年金相談センターに来訪相談をした方	1,819	2.7%
「ねんきん特別便専用ダイヤル」に電話相談をした方	435	0.6%
電話と来訪いずれも相談をした方	137	0.2%
相談をしていない方	65,427	96.5%
計	67,818	100.0%

4. 確認はがきで「訂正がない」と回答した理由

「訂正がない」と回答した理由	人 数	割 合
年金記録に間違いがないと思っていた	33,836	49.9%
他に年金制度に加入した記憶がない	7,423	10.9%
すでに年金記録の確認を行っている	7,169	10.6%
手続方法がわからなかった	4,265	6.3%
年金記録が思い出せなかった	4,142	6.1%
あまり関心がない	3,402	5.0%
年金額がそれほど増える訳ではない	2,954	4.4%
自分の年金記録ではないため思い出せなかった（遺族年金の方）	2,836	4.2%
現在の年金額で満足している	759	1.1%
その他	1,032	1.5%
計	67,818	100.0%

(別紙)

入念照会に係る各都道府県別の照会実施件数(平成20年5月16日現在)

	電話照会件数	訪問照会件数	照会件数合計
01北海道事務局	3,591	560	4,151
02青森事務局	263	21	284
03岩手事務局	754	46	800
04宮城事務局	1,132	128	1,260
05秋田事務局	1,641	23	1,664
06山形事務局	2,290	77	2,367
07福島事務局	1,789	294	2,083
08茨城事務局	329	83	412
09栃木事務局	865	489	1,354
10群馬事務局	218	93	311
11埼玉事務局	1,332	262	1,594
12千葉事務局	2,420	0	2,420
13東京事務局	1,591	2,575	4,166
14神奈川事務局	2,379	579	2,958
15新潟事務局	1,557	24	1,581
16富山事務局	101	3	104
17石川事務局	685	26	711
18福井事務局	523	49	572
19山梨事務局	489	18	507
20長野事務局	1,220	430	1,650
21岐阜事務局	748	41	789
22静岡事務局	806	105	911
23愛知事務局	2,227	120	2,347
24三重事務局	49	30	79
25滋賀事務局	414	297	711
26京都事務局	257	198	455
27大阪事務局	7,340	3,025	10,365
28兵庫事務局	1,845	83	1,928
29奈良事務局	619	73	692
30和歌山事務局	226	0	226
31鳥取事務局	611	55	666
32島根事務局	138	74	212
33岡山事務局	1,427	207	1,634
34広島事務局	632	182	814
35山口事務局	2,062	296	2,358
36徳島事務局	150	4	154
37香川事務局	194	117	311
38愛媛事務局	937	27	964
39高知事務局	237	14	251
40福岡事務局	2,835	2,062	4,897
41佐賀事務局	352	39	391
42長崎事務局	1,353	155	1,508
43熊本事務局	427	38	465
44大分事務局	295	4	299
45宮崎事務局	1,033	156	1,189
46鹿児島事務局	1,915	76	1,991
47沖縄事務局	87	175	262
合 計	54,385	13,433	67,818

ねんきん特別便未回答の方への「回答のお願い」送付状況について

○ ねんきん特別便の回答を確実にいただくため、平成19年度にねんきん特別便を送付した後、回答のない方に対し、本年4月30日(水)から1回目の「回答のお願い」(はがき)の送付を開始。

※ 本年1月末までに「特別便」を送付した方については、本年3月末の「特別便」の再送付を1回目の「回答のお願い」としている。

○ 現在、約45万人の方に対して送付済み。

○ 今後、なお回答のない方に対して、2回目の「回答のお願い」を送付するとともに、政府広報、老人クラブ、介護・福祉事業者、民生委員、市町村等と連携した呼びかけ等により、ねんきん特別便に対する回答のお願いについて広く呼びかける。

【「回答のお願い」(はがき)レイアウト】

【表 面】

【裏 面】

【送付状況】

「ねんきん特別便」を2月に送付した方に送付

4月30日(水) 274, 207 通

5月 2日(金) 180, 000 通

合 計 454, 207 通

【今後の予定】

「ねんきん特別便」を3月に送付した方に対しては、6月16日(月)及び6月19日(木)に「回答のお願い」を送付予定。

料金後納郵便

1819999

東京都杉並区高井戸南

7-14-21

年金 太郎 様

123456789012

裏面のお知らせをご覧ください、またはお電話ください。
「ねんきん特別便専用ダイヤル」
0570-058-555
IP電話、PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
【受付時間】
月～金曜日：午前9:00～午後8:00(第2土曜日：午前9:00～午後5:00)
社会保険庁 社会保険業務センター(https://www.sia.go.jp/)
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

「ねんきん特別便」のご回答のお願い

平成 年 月 日

あなた様は、年金記録に「もれ」がある可能性が高く、先般、「ねんきん特別便」をお送りいたしましたが、現在までにご回答をいただけておりません。

(際にご回答がお済みで、行き違いの場合は、何卒ご容赦願います。)

新たな記録が見つかったと、年金額が増える可能性があります。

① 「ねんきん特別便専用ダイヤル」(0570-058-555)では、あなた様のものである可能性が高い記録について、具体的な情報をお伝えいたしますので、まずはお電話をお願いいたします。

② そのうえで、お送りした「ねんきん特別便」をご確認いただき、必ずご回答をお願いいたします。

③ ご回答の方法は、「ねんきん特別便」のリーフレットや社会保険庁ホームページ(https://www.sia.go.jp/)の「ねんきん特別便コーナー」でご案内していますが、「ねんきん特別便専用ダイヤル」でもご説明いたします。

記録訂正により年金額が変更となる者に対する 年金見込額の試算について

- 社会保険事務所の窓口において年金記録の確認を行い、本人のものと特定される年金記録が新たに判明した場合、すべての年金受給権者について年金記録訂正後の年金見込額の試算を行い、試算結果を本人に交付することとした（平成20年5月1日～）。

年 金 額 仮 計 算 書														
あなたが受給されている（老齢・遺族・障害）年金について、年金記録が見つかりました。 年金記録を訂正することにより、年金額が変更されることになりました。														
【申出者の記録※】														
氏 名				生年月日	昭・大・昭・平 年 月 日									
基礎年金番号				年金証書記号番号										
上記以外の 手帳記号番号														
備 考				記録訂正により年金受給権に必要な 加入期間を満たすこととなった者 （右欄に○印を付す）										
【年金記録の訂正内容※】														
追加・ 取消	昭・平	年	月	～	年	月	（国・厚・船・共）	昭・平	年	月	～	年	月	（国・厚・船・共）
	昭・平	年	月	～	年	月	（国・厚・船・共）	昭・平	年	月	～	年	月	（国・厚・船・共）
	昭・平	年	月	～	年	月	（国・厚・船・共）	昭・平	年	月	～	年	月	（国・厚・船・共）
訂正	昭・平	年	月	～	年	月	[] → 昭・平	年	月	～	年	月	[]	（国・厚・船・共）
	昭・平	年	月	～	年	月	[] → 昭・平	年	月	～	年	月	[]	（国・厚・船・共）
	昭・平	年	月	～	年	月	[] → 昭・平	年	月	～	年	月	[]	（国・厚・船・共）
	昭・平	年	月	～	年	月	[] → 昭・平	年	月	～	年	月	[]	（国・厚・船・共）
	昭・平	年	月	～	年	月	[] → 昭・平	年	月	～	年	月	[]	（国・厚・船・共）
＊訂正欄の[]は、標準報酬月額訂正があった場合に、変更前後の標準報酬月額を記載。														
【年金額試算結果※】														
変更前		円／年			変更後		円／年							
◎この試算額は仮に計算したものであり、実際の年金額はこれと異なる場合があります。														
_____ 社会保険事務所 _____（担当者） _____ 印 _____ 連絡先 _____（ ）_____														
（上記の※印欄はいずれも社会保険事務所において記載すること。）														
年 金 再 裁 定 申 出 書														
上記内容（現時点での訂正記録）について説明を受け確認しましたので、年金記録の訂正 及び年金額の変更についての手続き（再裁定手続き）を申し出ます。														
平成 年 月 日 郵便番号 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号														
_____ 印														
（ ）														
社会保険庁長官 殿														
＊本人が自ら署名する場合には、押印は不要です。														

5月末から6月前半の「ねんきん特別便」の相談体制の充実について

5月末から6月前半の「ねんきん特別便」に係る相談に的確に対応できるよう、以下のように体制整備等を図る。

1 適時の広報実施

- ① 6月前半に相談窓口の来訪者が集中する見込みであることから、6月半ば以降に来訪していただくと落ち着いて相談を受けられる旨、早期に周知を図る。
- ② 政府広報の活用を検討。

2 社会保険事務所の来訪者に対する窓口対応力の強化

- ① 社会保険事務所の6月の休日相談を拡充。
- ② 社会保険事務所における窓口の混雑緩和対応措置を徹底（一層の効率化）。
 - ア 混雑状況の表示。
 - イ 混雑度が著しく増大した場合に以下の対応。
 - (i) 相談業務以外の業務を一旦中止し、職員総出による相談の実施。
 - (ii) 相談の一部を後刻処理（注）。

（注）相談窓口においては、年金記録統合のために必要な書類の受理や聴き取りを行い、コンピューター処理は後刻実施

- ③ 社会保険事務所の相談対応要員を増強。

混雑状況が著しいと見込まれる首都圏を主とする社会保険事務所の窓口対応力を増強するために、混雑状況に応じ、都道府県を越えた全国的な相談要員の支援体制を展開。

3 市町村等における相談窓口の拡充

- ① 市町村に対し、相談窓口の拡充について協力を依頼。特に、各都道府県の主要市町村については、ウィンドウ・マシンを用いた相談への協力を要請。
 - ・現在、78市町村で実施を決定。6月末までに、200市町村に拡大。
- ② 社会保険事務所の混雑が予想される関係市町村に対し、市区町村庁舎等における臨時の巡回相談が実施できるよう、協力を要請（相談対応は、社会保険庁職員や社会保険労務士）。
 - ・現在、375市町村で実施。6月には、420市町村で実施を予定。
- ③ 社会保険労務士の協力による市町村等での年金相談の充実強化について、一層の協力を要請。

4 電話相談の対応

6月は、約1400席の「ねんきん特別便」専用ダイヤルのブース数を確保（1350席～1430席）。

5 関係団体との協力・連携

障害年金受給者については、障害者関係団体の協力を得て、地域ごとの説明会（合同相談会）を実施した上で、個別相談についての予約相談を徹底。

市区町村における「ねんきん特別便」への協力

1. 相談対応や社会保険事務所への届出代行

- 「特別便」の趣旨・目的や年金記録の見方、記載内容等についての説明
- 年金記録に訂正がある方への年金加入記録照会票の記入方法や年金記録に訂正がない方への確認はがき提出の案内
- 加入履歴に漏れや誤りがある場合のそれらの記憶喚起の助言

➡ 協力市区町村数(平成20年5月23日時点) 1,782市区町村 (90%)

- 年金加入記録照会票等の社会保険事務所への届出代行の実施

➡ 協力市区町村数(平成20年5月23日時点) 1,301市区町村 (66%)

2. 協力できる市区町村における窓口装置を用いた「特別便」に関する相談の実施

➡ 6月中に貸与予定の市区町村数(平成20年5月30日時点) 200市区町村
すでに貸与を決定した市区町村数(平成20年4月22日時点) 78市区町村

※ 市区町村と社会保険事務局長との間で個別に契約(業務内容、窓口装置の保守管理、秘密の保持、指揮監督等の定め)して実施

3. 周知・広報

➡ 市区町村ホームページ、市区町村広報誌への掲載依頼

社会保険労務士の協力による相談状況（平成20年4月実績）

○ 窓口装置の貸与		46 社労士会
○ 社労士会の年金相談センターにおける相談の実施		
・ 相談実施件数		700 件
・ 窓口装置による記録照会件数		1,156 件
○ 開業社労士等の無料相談の実施		
・ 無料相談登録社労士数		734 人
・ 相談実施件数		771 件
○ 市区町村・郵便局・農協・漁協における相談の実施		
1 市区町村 (137か所)	・ 相談窓口開設回数	271 回
	・ 相談実施件数	3,363 件
2 郵便局 (63か所)	・ 相談窓口開設回数	74 回
	・ 相談実施件数	158 件
3 農・漁協 (31か所)	・ 相談窓口開設回数	31 回
	・ 相談実施件数	80 件
計		376 回
		3,601 件

受給者特別便実施円滑化推進会議の開催について

1. 設置目的

平成20年4月から5月にかけて全ての年金受給者へ送付する「ねんきん特別便」について、年金受給者お一人お一人にご自身の加入記録を確認していただき、確実に回答がなされるものとなるよう、「ねんきん特別便」の実施状況等について周知を図るとともに、関係各方面からの意見を幅広く聴取し、その円滑な実施を図るために設置する。

2. 名 称

受給者特別便実施円滑化推進会議

3. 日 時

第1回 平成20年4月25日（金） 17時半～19時

4. 場 所

厚生労働省17階 専用第21会議室

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

5. 会議の構成員

別紙のとおり

6. 協力・連携

本会議は、必要に応じて、関係省庁、全国市長会、全国町村会等に対して周知等を図るための協力を求めるものとする。

7. その他

会議の庶務は、社会保険庁運営部企画課において行う。

受給者特別便実施円滑化推進会議名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職
〔福祉関係団体等〕	
天 野 隆 玄	全国民生委員児童委員連合会会長
安 藤 豊 喜	(財)全日本聾唖連盟理事長
伊 藤 勇 一	全国身体障害者施設協議会会長
井 上 悟	(社)全国老人福祉施設協議会副会長
蒲 生 七 郎	(財)全国老人クラブ連合会政策委員会幹事長
川 崎 洋 子	(NPO)全国精神保健福祉会連合会理事長
関 東 澄 子	(社)認知症の人と家族の会理事
木 川 田 典 彌	(NPO)全国認知症グループホーム協会代表理事
小 板 孫 次	(財)日本知的障害者福祉協会会長
笹 川 吉 彦	(福)日本盲人会連合会長
副 島 宏 克	(福)全日本手をつなぐ育成会理事長
征 矢 紀 臣	(社)全国シルバー人材センター事業協会会長
林 芳 繁	全国地域包括・在宅介護支援センター協議会会長
土 方 武	(社)全国厚生年金受給者団体連合会会長
宮 澤 一 裕	(社)全国有料老人ホーム協会理事長

(平成20年4月22日付 五十音順 敬称略)

〔厚生労働省〕

中 村 秀 一	社会・援護局長
阿 曾 沼 慎 司	老健局長
岡 崎 淳 一	職業安定局高齢・障害者雇用対策部長
中 村 吉 夫	社会・援護局障害保健福祉部長
坂 野 泰 治	社会保険庁長官
石 井 博 史	社会保険庁運営部長

加入者特別便実施円滑化推進会議の開催について

1. 設置目的

平成20年6月から10月にかけて全ての年金加入者へ送付する「ねんきん特別便」について、年金加入者お一人お一人にご自身の加入記録を確認していただき、確実に回答がなされるものとなるよう、「ねんきん特別便」の実施状況等について周知を図るとともに、関係各方面からの意見を幅広く聴取し、その円滑な実施を図るために設置する。

2. 名 称

加入者特別便実施円滑化推進会議

3. 日 時

第1回 平成20年5月21日（水） 17時半～18時半

4. 場 所

厚生労働省6階 共用第8会議室

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

5. 会議の構成員

別紙のとおり

6. 協力・連携

本会議は、必要に応じて、関係省庁、全国市長会、全国町村会等に対して周知等を図るための協力を求めるものとする。

7. その他

会議の庶務は、社会保険庁運営部企画課において行う。

加入者特別便実施円滑化推進会議名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職
小 島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
加 藤 豊	日本私立学校振興・共済事業団理事
久 保 田 政 一	日本経済団体連合会常務理事
小 林 誠 一	国家公務員共済組合連合会常務理事
近 藤 英 明	日本商工会議所理事
佐々木 順 司	地方公務員共済組合連合会理事
寺 田 範 雄	全国商工会連合会専務理事
山 崎 克 也	全国中小企業団体中央会常務理事

(平成20年5月16日付 五十音順 敬称略)

〔社会保険庁〕

坂 野 泰 治	社会保険庁長官
石 井 博 史	社会保険庁運営部長

「ねんきん特別便」に関する各府省庁への協力依頼について

「年金記録問題に関する今後の対応」（平成 20 年 1 月 24 日年金記録問題に関する関係閣僚会議）において、「ねんきん特別便」の送付等に対応し、記録確認の周知徹底、内容・手続等に関する広報等について、市町村、経済団体、企業、社会保険労務士等との協力・連携の下に、国を挙げた体制を確保し、万全を期すこととされたことから、「ねんきん特別便」に関する協力依頼について（平成 20 年 5 月 12 日厚生労働省発社保第 0512001 号）により、各府省庁に対し、管下関係機関、関係団体等における「ねんきん特別便」に関する周知・広報について協力依頼を行ったところ。

1 依頼先

各府省庁管下の独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律によって設立される民間法人、公益法人及び業界団体

2 依頼事項

依頼先の各法人において、関係する企業等による実施を含めて、広報用資料を活用した「ねんきん特別便」に関する周知・広報を実施

【周知・広報の具体例】

- (1) 法人が発行する広報誌、機関誌等において、「ねんきん特別便」の広報用資料を掲載
- (2) 法人のホームページにおいて、「ねんきん特別便」の広報用資料を掲載
- (3) 法人のお客様等が来訪する施設の窓口、ロビー等において、「ねんきん特別便」の広報用資料を掲示板に掲示
- (4) 法人のお客様等が来訪する施設の窓口、ロビー等において、「ねんきん特別便」の広報用資料を備え付け
- (5) 法人の職員に対して、「ねんきん特別便」の広報用資料を配布
- (6) 法人の職員に対して、「ねんきん特別便」の広報用資料をメールで配信又は電子掲示板へ掲載
- (7) 法人を構成する関係企業等に対して、(1) から (6) と同様の「ねんきん特別便」の周知・広報の協力を依頼
- (8) 法人が開催する法人職員、関係企業職員等が参加する会議等において、「ねんきん特別便」に関する説明を実施（大規模な会議、大会等の場合は、社会保険庁職員の派遣を要請）

「ねんきん特別便」の確認等の推進に関する今後の行動計画（厚生労働省） 《概要》

年金記録問題への対応について、厚生労働省は、「年金記録問題についての今度の対応に関する工程表」等に基づき、今後とも着実に取組を進めることとしており、本年４月からは、３月までにお送りした方以外のすべての年金受給者・現役加入者に「ねんきん特別便」をお送りし、お一人お一人にご自身の年金記録を確認していただくことにしている。

こうした取組を進めるに当たって、省を挙げて、介護・福祉関係者、事業主等幅広い方々の御協力を得ることにより、その円滑な実施に取り組むこととしたところであり、これら関係者の方々に御協力をお願いし、国民お一人お一人による年金記録の確認と回答を推進する。

1 年金受給者の確認等の推進

社会福祉・高齢者関係団体、介護・医療関係団体、障害者関係団体等に対して、各団体の状況に応じ、主として以下の内容についての協力を依頼。

(1) 広報資料の掲載等を通じた周知・広報

- ① 広報資料の広報誌やＨＰへの掲載、職員等関係者への配布等。
- ② 広報資料の配布、掲示等を通じて、以下の内容について周知等を行っていただくこと。
 - ア 「ねんきん特別便」が送付されたら、年金加入記録に漏れや間違いがないか十分に確認の上、社会保険庁に回答していただく必要があること
 - イ 住所や氏名の変更手続が済んでいない場合は、速やかに手続をとっていただく必要があること
 - ウ 平成８年１２月以前に旧姓で年金に加入していた方は、以前の記録が統合されていないことがあるため、記録を確認していただきたいこと
 - エ 不明の点等があれば「ねんきん特別便専用ダイヤル」又は最寄りの社会保険事務所等に問い合わせいただきたいこと

(2) 高齢者、障害者の方々等への周知・呼びかけ

- ① 民生委員による、高齢者等が社会保険事務所等への手続や問い合わせ等を行ったかの呼びかけ、地域で開催される「ねんきん特別便」に関する説明会、相談会についての高齢者等への情報提供。
- ② 在宅障害者の方々に対しては、当事者団体を通じて周知・広報を実施していただくよう依頼。その際、特に次の点についても依頼。
 - ア 視覚障害者の方々に対しては、可能な限り音声や点字により広く周知・広報を実施する。なお、「内容を確認するに当たり支援が必要な方は、必ず一度、「ねんきん特別便専用ダイヤル」又は最寄りの社会保険事務所

へお問い合わせください」との点を伝える。

イ 聴覚障害者の方々に対しては、「コミュニケーション支援が必要な方は、事前にその旨ファクシミリ等により最寄りの社会保険事務所にお問い合わせください」との点を伝える。

ウ 知的障害者の方々に対しては、家族など支援者を含めて幅広く周知・広報を実施する。

③ 施設に入所している障害者の方々に対しては、事業者団体を通じて、会員施設の入所者に対する周知・広報を実施。

(3) 必要に応じた説明会・相談会の実施

必要に応じて、社会保険事務所職員の派遣を要請し、都道府県や市町村の社会福祉協議会、老人クラブ、シルバー人材センター等が開催する会合等で「ねんきん特別便」に関する説明会、相談会の実施。

2 現役加入者の確認等の推進

業種別団体、生協、労働組合、医療保険の各保険者、独立行政法人・公益法人等、幅広い団体に対して、各団体の状況に応じ、主として以下の内容についての協力を依頼。

(1) 広報資料の掲載等を通じた周知・広報

① 広報資料の広報誌やHPへの掲載、職員等関係者への配布等。

② 広報資料の配布、掲示等を通じて、以下の内容について周知等を行っていただくこと。

ア 「ねんきん特別便」が送付されたら、年金加入記録に漏れや間違いがないか十分に確認の上、社会保険庁に回答していただく必要があること

イ 住所や氏名の変更手続が済んでいない場合は、速やかに手続をとっていただく必要があること

ウ 平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた方は、以前の記録が統合されていないことがあるため、記録を確認していただきたいこと

エ 不明の点等があれば「ねんきん特別便専用ダイヤル」又は最寄りの社会保険事務所等に問い合わせいただきたいこと

3 関係団体等との連携

「ねんきん特別便」の円滑な実施を図るため、福祉関係団体、経済団体等の代表からなる「受給者特別便実施円滑化推進会議」、「加入者特別便実施円滑化推進会議」を設置するとともに、都道府県ごとに「地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議」を設置。幅広い関係者の連携・協力の下、国民運動としての取組を展開。

「ねんきん特別便」 年金記録の確認にご協力ください。

4月からすべての年金受給者に、6月から加入者の方にお届けします

○ 緑色の封筒でお届けします。

- ・年金を受けておられる方 = 本年4月から5月までの間
- ・現役加入者の方 = 本年6月から10月までの間

○ 年金記録のご確認をお願いいたします。

- ・年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分にご確認をお願いします。
- ・「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

※ 年金記録が変われば、正しい年金額をお受け取りいただけることとなり、年金額が増える可能性が高いので十分にご確認ください。

※ 3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」が届いた方は、年金記録にもれがある可能性が高い方です。

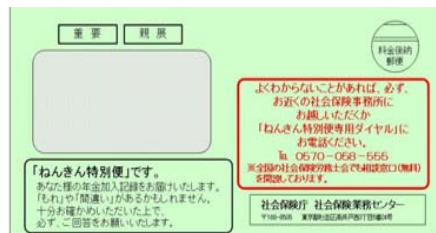
- ・まだ回答をいただいていない方がいらっしゃいますので、ご注意願います。
- ・まず、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。
- ・結びつく可能性のある記録についての具体的な情報を提供します。

【年金支給額が増えた例（A男さん75歳の場合）】

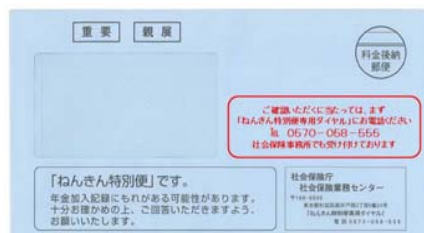
13か月分のお勤め期間の記録もれが見つかり、これからの年金受給額が年額で約5万円増え、過去に受給できた年金として約53万円をまとめて受け取れました。

○ まわりの方にも呼びかけてください。

ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴について一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答をいただけるよう、ご協力をお願いします。（ご家族でも、お一人お一人に届く時期は異なります。）



4月から10月の緑色の封筒



3月までの青色の封筒

ご質問・お問い合わせは

○ 「ねんきん特別便専用ダイヤル」

月～金曜日：午前9時～午後8時
第2土曜日：午前9時～午後5時

※上記以外の受付日時については、
社会保険庁HP (<http://www.sia.go.jp/>)
でご案内しております。



0570-058-555

※ IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※ 一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

○ お近くの社会保険事務所・年金相談センター

※ 都道府県社会保険労務士会でも無料相談を行っています。

※ 詳しくは、HP (<http://www.sia.go.jp/>) まで。

「ねんきん特別便」 年金記録の確認にご協力ください。

年金受給者の皆様へ

○ 緑色の封筒でお届けしています。

本年4月から5月までの間に、すべての年金受給者の方へ「ねんきん特別便」をお届けしています。

○ 年金記録のご確認をお願いいたします。

- ・年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分にご確認をお願いします。
- ・「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

※ 年金記録が変われば、正しい年金額をお受け取りいただけることとなり、年金額が増える可能性が高いので十分にご確認ください。

【年金支給額が増えた例 (A男さん75歳の場合)】

13か月分のお勤め期間の記録もれが見つかり、これからの年金受給額が年額で約5万円増え、過去に受給できた年金として約53万円をまとめて受け取れました。

○ 平成8年以前に旧姓で年金に加入していた方はご注意願います。

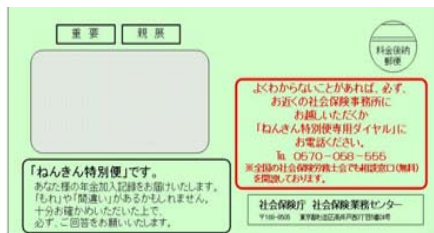
結婚等により氏名を変更されている方の記録が、いわゆる持ち主不明であった「5000万件」の記録の中に多数存在することが見込まれています。これらの年金記録は、皆様にお申出いただくことにより、速やかに記録に結びつけることができますので、ご協力をお願いします。

※ 「ねんきん特別便」の回答は、代理人の方が行うこともできます。

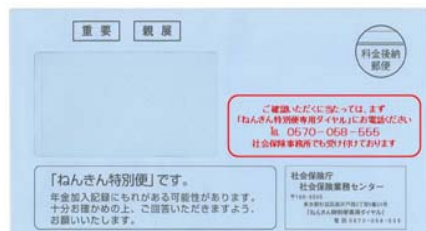
※ 年金の来訪相談も、本人の委任状があれば家族や友人の方でもできます。

※ 3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」が届いた方は、年金記録にもれがある可能性が高い方です。

- ・まだ回答をいただいていない方がいらっしゃいますので、ご注意願います。
- ・まず、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。
- ・結びつく可能性のある記録についての具体的な情報を提供します。



4月から5月の緑色の封筒



3月までの青色の封筒

※ ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴について一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答いただけるよう、ご協力をお願いします。(ご家族でも、お一人お一人に届く時期は異なります。)

ご質問・お問い合わせは

○ 「ねんきん特別便専用ダイヤル」

月～金曜日：午前9時～午後8時
第2土曜日：午前9時～午後5時

※ 上記以外の受付日時については、社会保険庁HP (<http://www.sia.go.jp/>) でご案内しております。



0570-058-555

※ IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※ 一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

○ お近くの社会保険事務所・年金相談センター

※ 都道府県社会保険労務士会でも無料相談を行っています。

※ 詳しくは、HP (<http://www.sia.go.jp/>) まで。

「ねんきん特別便」 年金記録の確認にご協力ください。

現役加入者の皆様へ

○ 緑色の封筒でお届けします。

本年6月から10月までの間に、すべての現役加入者の方々へ「ねんきん特別便」をお届けします。

- ・自営業、専業主婦、学生などの方には、直接ご本人の住所へ
- ・会社勤めの方には、お勤めの会社を通じて（会社のご協力が得られた場合）又は直接ご本人の住所へ



6月から10月の緑色の封筒

○ 年金記録のご確認をお願いします。

- ・年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分にご確認をお願いします。
- ・「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答くださいますようお願いいたします。

※ 3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」が届いた方は、年金記録にもれがある可能性が高い方です。

- ・まだ回答をいただいていない方がいらっしゃいますので、ご注意願います。
- ・まず、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。
- ・結びつく可能性のある記録についての具体的な情報を提供します。



3月までの青色の封筒

○ 平成8年以前に旧姓で年金に加入していた方はご注意願います。

結婚等により氏名を変更されている方の記録が、いわゆる持ち主不明であった「5000万件」の記録の中に多数存在することが見込まれています。これらの年金記録は、皆様からのお申出により、速やかに記録に結びつけることができますので、ご協力をお願いします。

○ 住所変更の手続きをお願いします。

「ねんきん特別便」を確実にお届けするためには、正しい住所の届出が必要です。住所異動の際は、変更の手続きを忘れずをお願いします。

○ まわりの方にも呼びかけてください。

ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴について一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答をいただけるよう、ご協力をお願いします。（ご家族でも、お一人お一人に届く時期は異なります。）

ご質問・お問い合わせは

○ 「ねんきん特別便専用ダイヤル」

月～金曜日：午前9時～午後8時
第2土曜日：午前9時～午後5時

または、

○ お近くの社会保険事務所・年金相談センター

※都道府県社会保険労務士会でも無料相談を行っています。

※詳しくは、HP (<http://www.sia.go.jp/>) まで。



0570-058-555

※上記以外の受付日時については、社会保険庁HP (<http://www.sia.go.jp/>) でご案内しております。

※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

6月からの第2号被保険者に係る「ねんきん特別便」の配付・回収に係る事業主の協力状況等について

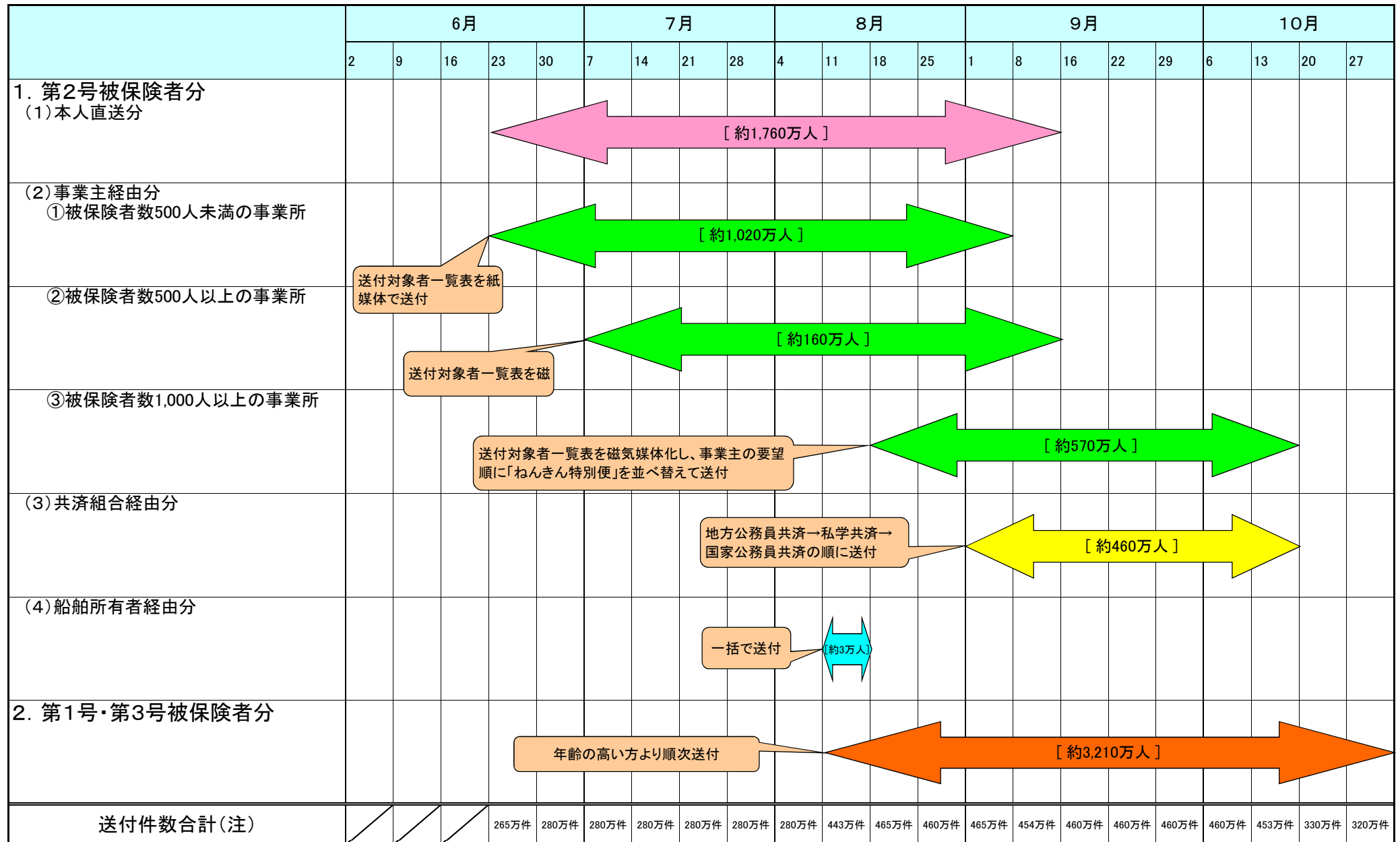
協力要請の取組状況

- [2月下旬] 社会保険庁から各経済団体（日本経済団体連合会・日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会）に協力要請
- [3月中旬] 約170万の適用事業所に対し、保険料納入告知書の中に周知及び協力のリーフレットを送付
- [3月14日] 社会保険庁長官から各経済団体の長に傘下事業所への周知、働きかけ（公文書発出）
- [3月中旬～] 社会保険事務局及び社会保険事務所から地元商工会議所等に対して協力要請
- [3月17日] 日本経済団体連合会主催による「ねんきん特別便」の送付に関する説明会の開催（4月2日に第2回を開催）
- [4月17日] 社会保険庁長官から各経済団体の長に傘下事業所への周知、働きかけ（公文書発出（2回目））
- [4月中旬～] 本庁、社会保険事務局及び社会保険事務所から、被保険者数の多い事業所、未回答事業所等に対し、個別に改めて協力要請

事業主からの回答状況

事業所数〔被保険者数〕	約161万〔約3,961万〕
《 内 訳 》	
・ 協力事業所数 （うち配付のみ協力する事業所数）	約 36万（22.4%） （約 3万（1.9%））
・ それ以外の事業所数	約 125万（77.6%）
・ 協力事業所における被保険者数 （うち配付のみ協力する事業所における被保険者数）	約2,205万（55.7%） （約 368万（9.3%））
・ それ以外の事業所における被保険者数	約1,756万（44.3%）

加入者向け「ねんきん特別便」発送スケジュール(予定)



(注) 送付件数は、全体の処理件数を発送する週で分けて期間を見積もったものである。